

平成12年4月5日 19:00現在

厚生省「介護保険緊急即応窓口」に寄せられた
連絡等の状況（4月5日分）

- ① 受付時間は基本的に9時30分から18時。
- ② サービスが途切れるなど、緊急を要するトラブルに関する連絡はない。介護報酬関係の照会が大半。
- ③ 受付状況（19時00分現在）

	4/5	4/4	4/3	4/2	4/1	総計
都道府県等	20件	12件	9件	15件	20件	76件
利用者等	5件	4件	7件	4件	14件	34件
事業者等	9件	11件	8件	4件	9件	41件
合計	34件	27件	24件	23件	43件	151件

(別紙)

【都道府県等】

①要介護認定関係（1件）

- ・ 特定疾病に「初老期痴呆」があるが、ヴェルニッケ脳症による痴呆は該当するか。

②ケアプラン関係（1件）

- ・ 4月1日から4日まで（ケアプランが作成されていないため）全額償還払いでサービス受給していた者について、5日以降、作成依頼をしてケアマネにプランを作っても、5日以降の部分は全額償還払いになるのか。

③サービス内容関係（2件）

- ・ ショートステイの拡大措置について、要介護が重い場合でも3月前、4月前において入院入所が7日を越えたら拡大できないのは厳しすぎるのではないか。
- ・ 訪問看護を医療とするのか、介護とするのか、どのように区分するのか。医者が判断できるのか。

④利用者負担関係（5件）

- ・ ショートステイについて、食費で利用者に請求できるのは食材料費のみか。（標準負担額の760円は徴収するのではない確認） また、福祉用具貸与は、月途中で入院する場合もレンタルできるのか。
- ・ 老人福祉施設において、初期加算、外泊（入院時）の単位数にも1割の利用者負担はかかるのか。
- ・ 老人福祉施設の入所者が、入院した場合の送迎費は介護報酬の中か、利用者負担か。
- ・ 「洗濯代」について、3施設のうち、特養だけ、利用料をとれないということか。
- ・ その他利用料として、日常生活品費をとらないということはあるか。

⑤介護報酬関係（9件）

- ・ 自立の人が訪問看護を受けた場合、医療保険請求できるのか。
- ・ 施設の入退所の日、介護保険の給付対象として、訪問介護を受けることは可能か。
- ・ 訪問看護と訪問リハの同一日の算定は可能か。
- ・ 訪問看護の特別管理加算と医療保険の24時間連絡体制加算は同時に算定できないとされているが、在総診を算定し、24時間の連絡体制が医師との間でできる場合の取扱はどうか。
- ・ 入浴加算、送迎加算は出来高ということか。
- ・ 3月中にケアプランを作成したが、3月末で死亡した場合、計画費は請求できるか。
- ・ 居宅療養管理指導は、ケアプランに位置づけられてなくても算定できるのか。
- ・ 通院介助を行う際に、訪問用の車両でヘルパーは運転して病院まで連れていくことの可否。また、デイサービスを受けている間に、薬を取りに行くことが家事援助として算定できるか。さらに、痴呆性の方に対する夜間（深夜）の見守り等のサービスについて、長時間に及ぶが算定可能か。
- ・ 同一日の通所介護と短期入所（同じ敷地内）、及び通所介護から入院の場合、算定可能か。

⑥その他（2件）

- ・ 老人福祉施設で入所者が入院した場合、入院期間中、契約を解除する取扱いとした場合、契約解除と同時に入所者でなくなるので、退院後に再入所させなくてもよいといわれないか。また、入院期間中のベッドは空床とすべきか。
- ・ 訪問看護のみを利用している者が、要介護認定の取り下げができることについての疑義。

【利用者等】

①ケアプラン関係（2件）

- ・ 7時30分～9時の訪問介護を依頼したら、25%の早朝加算が全体にかかるの説明を受けたが本当か。
- ・ デイサービス利用中に、家の掃除を家事援助で利用できないのはおかしい。

②サービス内容関係（1件）

- ・ ショートの利用の際、家族として、利用者の心身の状況から判断して「拘束帯」の使用を希望したが、使用が禁止されている言われたが本当か。

③その他（2件）

- ・ 国としてもっと介護に予算をまわすべきだ。
- ・ 年金の通帳を特養に預けるように言われたが、強制的なのか。

【事業者】

①ケアプラン関係（3件）

- ・ デイサービスで、6時間のサービスは、4時間以上6時間未満なのか、それとも6時間以上8時間未満なのか。
- ・ 1週当たりの訪問通所サービス区分の支給限度基準額はあくまでも目安か。
- ・ 通所リハで、4時間以上6時間未満の計画をたてたが、本人が体調を崩し、結果、2時間で利用をやめた場合、プランはどうするのか。

②サービス内容関係（1件）

- ・ 特養入所について、3ヶ月間の入院は措置制度下での取扱いの経過措置か。また、退院予定日にはベッドを空けておく必要があるのか。早期退院時の定員超過の具体的な取扱いは？そしてその利用者はショート扱いか入所者扱いのどちらか。新規の方を入所させてもよいか。

③利用者負担関係（1件）

- ・ 利用料の一律徴収は可能か。また、短期入所の経管栄養の加算はあるのか。

④介護報酬関係（2件）

- ・ 併設している施設間での入退所した場合、入所者の数え方はどうするのか。
- ・ 要介護認定を受けている2号被保険者が、訪問リハを利用する場合、医療保険と介護保険のどちらに請求するのか。

⑤その他（2件）

- ・ 福祉用具購入の品目の追加要望について。
- ・ 2～4年在日している外国人労働者は介護保険の対象になるのか。